

熊本市自転車通勤推進事業所認定制度実施要綱

制定 令和5年6月5日 市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、自転車通勤及び自転車安全利用の推進を目的とした「熊本市自転車通勤推進事業所認定制度（以下「本制度」という。）」について必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この要綱の対象は、熊本市内において事業活動を行う事業所及び団体（以下「事業所等」という。）とする。

(実施体制)

第3条 本制度は、熊本市都市建設局交通政策部自転車利用推進課に事務局を置き（以下「事務局」という。）、熊本県警察の協力により実施する。

(認定の要件)

第4条 熊本市長（以下「市長」という。）は、次に掲げる要件を満たす事業所等を、熊本市自転車通勤推進事業所（以下「推進事業所」という。）として認定することができる。

(1) 自転車通勤や安全利用に関する次のアからエまでの活動を実施すること。

ア 自転車通勤の推進

イ 自転車乗車用ヘルメットの着用推進

ウ 従業員や会員等に対する交通安全教育の実施

エ 社内広報の実施

(2) 従業員等のヘルメット着用率の調査やアンケート等、市等が実施する調査活動に協力すること。

(3) 市等が実施する自転車安全利用に関する啓発活動に協力すること。

(認定の申請)

第5条 推進事業所として認定を受けようとする事業所等は、熊本市自転車通勤推進事業所認定申請書（様式第1号）に必要な事項を記載し、事務局に申請するものとする。

(認定)

第6条 市長は、前条の規定により提出された申請書について審査を行い、推進事業所として認定したときは、当該事業所に熊本市自転車通勤推進事業所認定通知書（様式第2号）を交付するものとする。

(有効期間)

第7条 推進事業所としての認定期間は、認定年度の次の年度末までとする。

(報告)

第8条 推進事業所は、各年度末までに、当該年度の活動状況について、自転車通勤推進活動実施報告書（様式第3号）に記載し、事務局に提出するものとする。

(認定の取消)

第9条 市長は、次に掲げる場合には、第6条の認定を取り消すことができる。

(1) 推進事業所が第4条各項に掲げる活動や協力ができないとき

(2) 推進事業所から登録取消の申し出があったとき

(3) 推進事業所が悪質な事案で法令等に違反し、処分等を受けたとき

2 前項第2号に基づく推進事業所からの申し出は、熊本市自転車通勤推進事業所認定取消届出書（様

式第4号)により行う。

3 前項の規定により、認定を取り消したときは、市長は熊本市自転車通勤推進事業所認定取消通知書(様式第5号)により、当該推進事業所に通知する。

(市の支援)

第10条 市長は、推進事業所に対し次の支援を行うものとする。

- (1) 交通安全教育に関する講師等の派遣
- (2) 広報啓発活動における資料の提供
- (3) ヘルメット着用推進に係る資材等の支援
- (4) その他市長が必要と認める支援

(表彰)

第11条 市長は、活動が活発であることが認められるときは、推進事業所を表彰する。

(公表)

第12条 市長は、推進事業所の名称及び活動内容について、熊本市ホームページや広報紙等で公表できる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月5日から施行する。

熊本市自転車通勤推進事業所認定申請書

年 月 日

熊本市長 様

熊本市自転車通勤推進事業所認定制度実施要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

1 事業所等の概要

フリガナ			
名称			
フリガナ			
代表者氏名（職・氏名）			
所在地	〒		
主な業務 （活動）内容			
連絡担当者	役職等		
	氏名		
	連絡先	(FAX)	
	E-mail		
URL	※ 市ホームページとのリンク <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可		
従業員数	人		

2 自転車の利用状況（申請時点）

	自転車利用者数	うちヘルメット 着用者数	着用者数の 目標
自転車通勤時	人	人	人
業務時	人	人	人

※不明な場合は、おおよその数で結構です。

(裏面に続く)

3 要綱第4条に規定する要件の確認

要件	該当項目 に○
(1) 自転車通勤や安全利用に関する次のアからエまでの活動を実施すること。	
ア 自転車通勤の推進	
イ 自転車乗車用ヘルメットの着用推進	
ウ 従業員、会員等に対する交通安全教育の実施	
エ 社内広報の実施	
(2) 市等が実施する調査活動に協力すること。	
(3) 市等が実施する自転車安全利用に関する啓発活動に協力すること。	

4 その他、現在実施している又は行おうとしている独自の取組 (任意)

--

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

熊本市長

熊本市自転車通勤推進事業所認定通知書

年 月 日付けで申請があった貴事業所を、熊本市自転車通勤推進事業所登録制度実施要綱第6条に基づき、熊本市自転車通勤推進事業所として認定したことを通知します。

認定期間 年 月 日から 年 月 日まで

様式第3号（第8条関係）

自転車通勤推進活動実施報告書

年 月 日

熊本市長 様

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

熊本市自転車通勤推進事業所認定制度実施要綱第8条に基づき、自転車通勤推進活動について以下のとおり報告します。

○活動内容（写真や広報チラシなどあれば添付してください）

(1) 自転車通勤や安全利用に関する次のアからエまでの活動を実施すること。
ア 自転車通勤の推進
イ 自転車乗車用ヘルメットの着用推進
ウ 従業員、会員等に対する交通安全教育の実施
エ 社内広報の実施

<p>(2) 熊本市等が実施する自転車安全利用に関する啓発活動に協力すること。</p> <p>※何かあれば、記載してください。</p>
<p>(3) ヘルメットの着用を推進する上で必要と認められる活動に協力すること。</p> <p>※何かあれば、記載してください。</p>
<p>その他、事業所等の独自での取組</p> <p>※何かあれば、記載してください。</p>

【参考】 報告時点でのヘルメット着用者数

	自転車利用者数	うちヘルメット着用者数
自転車通勤時	人	人
業務時	人	人

※不明な場合は、おおよその数で結構です。

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

熊本市長 様

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

熊本市自転車通勤推進事業所認定取消届出書

熊本市自転車通勤推進事業所認定制度実施要綱第9条に基づき、認定を取り消したいので届け出ます。

記

1 理由

様式第5号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

熊本市長

熊本市自転車通勤推進事業所認定取消通知書

年 月 日付けで熊本市自転車通勤推進事業所として認定しましたが、下記の理由により認定を取り消しますので、熊本市自転車通勤推進事業所認定制度実施要綱第9条に基づき通知します。

記

1 理由